

基本方針



福島県立図書館は、県民の生涯にわたる多様な学習活動に応えるため、資料及び情報の計画的な収集を図るとともに、「図書館の図書館」として市町村立図書館等との連携のもとに効果的な図書館活動の展開に努め、県民文化の向上に寄与する。

また、情報化時代に対応した図書館サービスの向上を図るため、情報ネットワークシステム等を活用し、市町村立図書館等との連携を図り、県民に対する図書館サービスを充実する。

さらに、「福島県子ども読書活動推進計画（平成16年度～22年度）」に基づき、前年度にひきつづき計画実現のための事業を行う。

運営方針

1 資料情報提供サービスの充実

(1) 図書館資料情報の収集・整理・保存

各部門の基本図書・参考図書について、計画的に行う。

地域（郷土）資料については網羅的に収集する。

分、消化状況の確認、継続購入資料の検討、重点を置いて収集する分野などを協議し、計画を立てながら収集・整理・保存にあたっています。各部門担当者はこの計画の下、調査研究に必要な参考図書、後々も読み継がれるような価値のある資料、蔵書の基本となるような資料を、資料収集調整委員会を通して選んでいます。

また地域資料については、福島県に関する古文書から、県ゆかりの個人・団体の伝記、歌集、同人誌、行政資料など、

県立図書館では資料収集基本要綱、年度ごとの収集方針に従い、購入予算の配

どのようなものでも収集し、県の財産として保存しています。地域資料は書店では購入できないものが多く、個人・団体・機関などからの寄贈が大変重要な位置を占めています。

(2) 調査相談業務の充実

県民の調査研究を効果的に援助する。

本についてのデータ、内容の紹介のリスト等を作成し利用者の便を図る。

研究調査の情報を提供する。

県立図書館では、利用者の日常生活の中での疑問から学術研究まで、来館・電話・文書・電子メール・FAX・移動図書館で受付けた様々な質問に対して、解決のお手伝いをしています。特に福島県に関する調査依頼は県内外の研究者・専門家から多く寄せられています。

質問には、当館所蔵の資料やインターネットを用いるほか、関係機関の協力を得て可能な限り回答をしています。

貸出のほか、当館では所蔵の資料に限り、著作権の範囲内で複写サービスを行っています。来館者以外では、特に大学図書館や県外の研究者からの依頼が多く寄せられています。

また、利用者が所蔵資料を検索しやすくするため「福島県逐次刊行物目録」「福島県郷土資料情報」などの補助資料も作成しています。

(3) 相互貸借の推進

県内外図書館等との連携を密にし、積極的な相互貸借による資料の提供を行う。

利用したい資料が貸出中のときは、予約ができます。また、所蔵していない資料は、購入あるいは全国の図書館から借用して利用者に提供しています。

オンラインで各図書館の所蔵状況が確認できるため、相互貸借は県内に限らず、全国規模で行われています。当館の所蔵は、主要な検索ツールである国立国会図書館蔵書目録でも検索出来るため、県外の図書館からの借受申込みも多くなってきています。

県立図書館と県内の図書館とはネットワークが結ばれていて、当館の所蔵を各図書館が検索し、WEB上で予約ができるシステムがあります。県内の図書館との相互貸借はこのWEB予約やFAXで受付をし、頻繁に配送を行っています。今後、ネットワークの広がりが予想されますので、更に相互貸借制度の利用増加が見込まれます。

(4) インターネットによる資料情報の提供を行う。

県立図書館では、利用者の調査相談に対して、インターネットを利用した検索結果の提供も行っています。各図書館の蔵書検索システム、現時点での書店からの資料購入可否、新聞・雑誌記事の検索、図書やデジタル媒体などになっていない最新の情報の調査など、様々な場面で活用しています。今後はインターネットからの情報収集や情報提供の機会が増加していくことが予想されます。

